○千歳市火葬場条例

昭和49年７月１日条例第29号

**改正**

昭和52年12月21日条例第41号

昭和56年４月１日条例第16号

平成９年12月16日条例第28号

平成14年９月20日条例第27号

平成18年４月１日条例第36号

平成21年３月25日条例第８号

平成24年６月19日条例第11号

千歳市火葬場条例

千歳市火葬場条例（昭和29年千歳市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

**第１条**　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）第２条第７項の火葬を行う施設として、千歳市葬斎場（以下「火葬場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

**第２条**　火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 千歳市葬斎場 | 千歳市根志越1365番の甲 |

（開場時間及び休場日）

**第３条**　火葬場の開場時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開場時間を延長し、又は短縮することができる。

２　火葬場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

（１）　１月１日

（２）　その他市長が定める日

（使用の承認）

**第４条**　火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けるに当たっては、墓埋法第８条の規定に基づき交付された火葬許可証を提出しなければならない。

３　市長は、第１項の承認をする場合において、火葬場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用の不承認）

**第５条**　市長は、次の各号の一に該当するときは、火葬場の使用を承認してはならない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）　建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（３）　その他火葬場の管理運営上支障があるとき。

（使用料）

**第６条**　第４条第１項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第１に定める使用料を納付しなければならない。

２　前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

３　市長は、特に必要があると認めるときは、第１項の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

**第７条**　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（承認の取消し等）

**第８条**　市長は、次の各号の一に該当するときは、第４条第１項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

（１）　使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

（２）　使用者が偽りその他不正な手段により第４条第１項の承認を受けたとき。

（３）　使用者が第４条第３項に規定する承認の条件に違反したとき。

（４）　第５条各号の一に該当することとなつたとき。

（５）　公益上やむを得ない事由が発生したとき。

（損害賠償の義務）

**第９条**　使用者は、火葬場の使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

（副葬品の制限）

**第10条**　ひつぎには、火葬又は拾骨の障害になる規則で定める物品を収納してはならない。

（焼骨の引取り）

**第11条**　使用者は、市長が指定した日時までに焼骨を引き取らなければならない。

２　市長は、指定した日時までに使用者が焼骨を引き取らないときは、当該焼骨を処分することができる。

（動物の焼却施設）

**第12条**　火葬場に動物の焼却施設を置く。

２　第４条、第５条及び第８条から前条までの規定は、前項の施設の使用について準用する。

３　前項の規定において準用する第４条第１項の規定による承認を受けた者は、別表第２に定める使用料を前納しなければならない。

４　第７条の規定は、前項の使用料について準用する。

（指定管理者による管理）

**第13条**　火葬場の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

２　前項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合にあつては、第３条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第４条、第５条、第８条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務）

**第14条**　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　火葬に関する業務

（２）　火葬場の使用の承認に関する業務

（３）　火葬場の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、火葬場の運営に関する事務のうち市長が定める業務

（指定管理者の管理の期間）

**第15条**　指定管理者が火葬場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の４月１日（当該指定を受けた日が４月１日である場合は、当該日）から起算して５年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（利用料金）

**第16条**　市長は、法第244条の２第８項の規定に基づき、指定管理者に火葬場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

２　利用料金の額は、第６条第１項及び第12条第３項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

４　指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

５　指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

６　第６条、第７条並びに第12条第３項及び第４項の規定は、第１項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

（委任）

**第17条**　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附　則**

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正前の千歳市火葬場条例第２条に規定する火葬場中、この条例の施行によつて廃止されるべき火葬場については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による廃止許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

**附　則**（昭和52年12月21日条例第41号）

この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第２項の規定による知事の許可があつた日から施行する。

**附　則**（昭和56年４月１日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成９年12月16日条例第28号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成10年３月規則第６号で、同10年４月１日から施行）

**附　則**（平成14年９月20日条例第27号）

この条例は、平成15年１月１日から施行する。

**附　則**（平成18年４月１日条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の改正規定は、平成18年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の千歳市火葬場条例別表第１及び別表第２の規定は、平成18年６月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附　則**（平成21年３月25日条例第８号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

**附　則**（平成24年６月19日条例第11号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年７月９日から施行する。

**別表第１**（第６条関係）

| 区分 | | | 使用料 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 市民 | 市民以外の者 |
| 火葬又は焼却 | 10歳以上 | １体につき | 15,000円 | 30,000円 |
| | １歳以上10歳未満 | １体につき | 12,000円 | 24,000円 |
| | １歳未満及び死産児 | １体につき | 6,000円 | 12,000円 |
| | 胞衣産わい物 | １個につき | 1,500円 | 3,000円 |
| | 肢体 | １件につき | 1,500円 | 3,000円 |
| 霊安室 | 保冷庫 | １棺１夜につき | 7,500円 | 15,000円 |
| | 霊棺 | １棺１夜につき | 1,500円 | 3,000円 |

備考

1　「市民」とは、火葬場の使用の承認を受けた者又は死亡した者の死亡時の住所が市内にあるものをいい、「市民以外」とは、それ以外のものをいう。

2　前項の「住所」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条の住民基本台帳に記録されている住所をいう。

3　火葬又は焼却を始める時刻が午後４時以降である場合の使用料は、当該使用に係る使用料

の額の100分の20に相当する額を当該使用に係る使用料の額に加えた額とする。

**別表第２**（第12条関係）

| 区分 | | | 使用料 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 市民 | 市民以外の者 |
| 動物の焼却 | 20キログラム以上 | １体につき | 15,000円 | 30,000円 |
| | ５キログラム以上20キログラム未満 | １体につき | 10,500円 | 21,000円 |
| | ５キログラム未満 | １体につき | 7,500円 | 15,000円 |

備考

1　「市民」とは、火葬場の使用の承認を受けた者の住所が市内にあるものをいい、「市民以外」とは、それ以外のものをいう。

2　前項の「住所」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条の住民基本台帳に記録されている住所をいう。

3　焼却を始める時刻が午後４時以降である場合の使用料は、当該使用に係る使用料の額の100分の20に相当する額を当該使用に係る使用料の額に加えた額とする。